

いじめにおける当事者とは

1 はじめに

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者の関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つものである。また、いじめる側の保護者やいじめられる側の保護者も、それぞれの保護者として、子どもを保護・監督する立場にあり、学校も子どもの命を守るためにいじめの早期発見に努め、適切な防止措置をとらなければならない立場にあることから、いじめに関わる全ての人が「当事者」といえる。いじめにおける「当事者」としてどのような責任があり、それぞれの立場でどのようなことができるかを考えることにより、いじめ防止につなげる。

2 学習のテーマとねらい

- (1) テーマ 「いじめにおける当事者の責任について考える」
- (2) 主な対象 高等学校
- (3) 学習のねらい

いじめの問題における加害者（いわゆる「観衆」も、行為の内容により「加害者」として法的責任等を問われる）・被害者・傍観者・保護者・学校のそれぞれについて、法的な視点や道義的な視点から、その「責任」について考えていくことにより、当事者意識を持っていじめを防止するための主体的な行動をとることができるようになる。

3 教材について

裁判事例（判例）は、「加害者」「被害者」「傍観者」「保護者」「学校」、それぞれの問題点を比較的明確に区分けし、「誰が」「どうすべきだったのか」、また「どうしなかった」から責任を問われたのかが具体的に論証されている。裁判事例（判例）を教材として活用することで、裁判で問われる当事者の法的責任について学ぶことができる。また、生徒たちが実際の裁判事例を学ぶことにより、架空の事例ではなく、自身にも起こり得る具体的な事例として自分のこととして考え、いじめを防止するため何ができるかを考えることができるようになることをねらいとしている。

取組例 ホームルーム活動

(1) ねらい

- いじめに関する裁判事例を通して、当事者の法的責任等について理解する。
- いじめ問題において、関わる全ての人が当事者という意識を持って、いじめを防止するため何ができるかを考える。

(2) 活動

1 いじめにおいて、誰にどんな責任があるか考える。

「資料の【事件の概要】の部分を読み、誰のどんな行為が問題だったと思うか。」

<予想される生徒の反応>

- ・同じ組の男子児童が殴る、蹴る、つねる等の暴行をしたこと。
- ・K先生が母親の訴えに対し、加害者を軽く戒めただけで、いたずらや暴行は一向に終わらなかつたこと。
- ・「ズッコケ」といわれるいたずらが、男子児童により頻繁に繰り返されていたこと。
- ・K先生が加害者の児童の父母に悪戯や暴行の事実を告げても、加害者の児童の父母がやめさせなかつたこと。 等

「資料の【判決】の部分を読み、裁判では誰にどんな責任があるとされているだろうか。」

<予想される生徒の反応>

- ・Bの父親・母親は、親権者として児童が家庭内にいると家庭外にいるとを問わず、子どもの生活関係全般にわたって保護監督すべきであった。
- ・Bの父親・母親は、親権者として、社会生活を営んでいくうえでの基本的規範の一つとして、他人の生命・身体に対して不法な侵害を加えることのないよう、子に対し、常日ごろから社会生活規範についての理解と認識を深め、これを身に付けさせる教育を行つて、児童の人格の成熟を図る責任があつた。
- ・K先生が男子児童に対し、軽度の暴行又は悪戯からも生命、身体等の損傷に連なる不測の事態が起こり得ることを繰り返し、真剣に説いて、Aに対する暴行を止めるよう厳重に説諭すべきであった。
- ・K先生は、クラスで男子生徒がしていた「ズッコケ」は、相手が、転倒して身体を強打し、傷害を受ける可能性もあることから、クラスで頻繁に行われていた悪戯の持つ危険性を男子児童に説明して、これを止めるよう厳重な注意をなすべきであった。
- ・K先生は、いじめを根絶するための抜本的、かつ徹底した対策を講じる責任があつた。

<留意点>

- ・学校などでいじめを行つた加害者は未成年であるため、裁判においては、少年法によって裁かれることを押さえておく。*62ページ参照
- ・民事裁判において、加害者が未成年の場合、加害者に責任能力がないと判断された場合には、加害者の親が監督義務者としての責任を問われることになる。
- ・学校・教師には、学校教育の場において児童・生徒の生命、身体等の安全に万全を期すべき義務を負うため、裁判では、学校・教師の安全配慮義務等が問わされることになる。
- ・子どもたちは基本的な権利として、生命・身体・精神を危険にさらされない権利を持っていること、そして学校に対しては学校内で安全に生活し学習できる環境を求める権利を持っていることを押さえたい。

2 裁判で、責任を問われなかつた人の責任等について考える。

「被害者、被害者の保護者、傍観者（いじめを見ている人）としてできることはなかつただろうか。それぞれの立場で考えてみよう。」

<予想される生徒の反応>

(被害者)

- ・他の先生に相談する。
- ・専門の相談窓口に相談する。 等

(被害者の保護者)

- ・加害者の保護者と早く話し合いをするべきだった。
- ・担任のK先生に訴えても改善されなかつた時、他の先生に相談するべきだった。 等

(傍観者)

- ・男子児童がAをいじめていることを先生に相談するべきだった。
- ・Aに寄り添い励ましてあげることもできた。 等

<留意点>

82ページの相談窓口一覧を参考に、様々な相談機関があることを伝える。

「この裁判事例では、被害者は保護者に相談しているが、保護者や先生になかなか相談しないケースもある。なぜ、いじめの被害者は保護者や先生に相談しづらいのだろうか。」

*ここでは、裁判事例からではなく、生徒の今までの経験等から考えるようにする。

<予想される生徒の反応>

- ・自分がいじめられていることを認めたくない。
- ・自分が保護者や教師から弱いと思われたくない。
- ・保護者が知って悲しんだり、いじめの解消に保護者が苦労するのが申し訳ない。
- ・保護者や教師へ「チクった」ことへの仕返しが恐い。
- ・孤立したくないので、いじめを受けても、仲間でいたいから。
- ・保護者や教師は真剣に考えてくれないだろうという不信感がある。
- ・いじめを受けるような理由（友人の悪口を言う、約束を守らない、嘘をつく等）が自分にあると考え、そのことを誰にも知られたくない。
- ・いじめを解決できないほど弱くて無力な自分であることを認めたくないし、周囲の人間に知られたくない。 等

「傍観者が、先生に報告や相談ができなかつたのはなぜだろうか。」

<予想される生徒の反応>

- ・いじめに関わりたくないから。
- ・先生に報告したことを知られ、自分がいじめの次の標的になってしまふのが恐いから。
- ・自分もいじめに荷担てしまっていると考え、責められるのが嫌だから。
- ・仲のいい子たちの単なる悪ふざけだと思うから。
- ・いじめられている子にも原因があると思うから。 等

「傍観者が、どのように感じたり考えたりすると、報告や相談をすることができるのだろうか。」

*被害者の相談しづらい心情を思いやるとともに、いじめの放置による深刻化を防ぐべきであることから、傍観者の報告や相談がたいへん重要であることに気付かせる。

<予想される生徒の反応>

- ・いじめの事実を知っていて黙っていることには、耐えられない。
- ・いじめを放つておけば、いじめの行為がもっと酷くなってしまう。
- ・大きな事件に発展してしまつたら大変だ。
- ・いじめられている子は自分からはなかなか大人に相談できないから、自分たちが動かないといじめは止まらない。 等

3 いじめによって、それに関わった「当事者」はどうなっていくか考える。
「いじめ事件に関わった「当事者」のその後について、加害者、被害者、保護者（加害者・被害者）、学校、傍観者等それぞれの立場から考えてみよう。」

*いじめの問題に対するマスコミ報道や、インターネット上で情報が氾濫することなどについて示唆することにより、裁判になるなど大きな事件になった場合には、それに関わった人に法的な責任が及ぶだけでなく、その後の人生にも大きな影響を与えることまで考えさせたい。

※刑事裁判と民事裁判について

刑事裁判は、検察官が起訴した事件について、犯罪事実の有無や、どのような刑罰を科すのが適当かを審理するための手続きのことである。

民事裁判は、市民どうし間でのお金の貸し借りや土地の問題、離婚・相続などの家庭内でのもめごとなど私人間の財産上・身分上の生活関係に関する紛争を法的に解決する手続である。訴えた者（原告）が、相手方（被告）に対して、自分の権利を主張して裁判所に訴えを起こし、裁判所の判断を得て自分の主張を認めてもらい、その権利を実現する裁判である。

参考文献

- 『実践いじめ授業－主要事件「判決文」を徹底活用』 梅野正信・采女博文 編著
エイデル研究所 平成13年
- 『いじめ判決文で創る新しい人権学習』 梅野正信 明治図書 平成14年

資料《裁判事例》

【事件の概要】

女子児童Aは、小学校3年生の3学期Z小学校に転校してきた。転校直後から、同じ組の男子児童から再三殴る、蹴る、つねる等の暴行を受けた。4年生に進級してからも頻繁に同様の暴行被害を受けた。Aから暴行被害の訴えを聞いた母親は、4年生の4月、担任のK先生に、Aがたびたび暴行を受けている事実を告げ、5月の家庭訪問の際にも同様の訴えをし、^{ぜんしょ}善処を求めた。母親は、再三担任のK先生に善処を求めたにもかかわらず、4年生の2学期になっても、Aへの暴行被害が減少しなかつたので、9月に連絡帳で特に登下校の際に同組の男子児童から、蹴る・叩く等の暴行を受けていることを指摘し、再度、K先生に善処を強く求めた。

K先生は、暴力をふるった児童を教壇の前に呼び出して注意し、加害者を軽く戒めたり、児童らに話し合いをさせたりしたほか、加害者の児童の父母に連絡帳等を用いて連絡したが、悪戯や暴行は一向に終わらなかつた。

Aのクラスでは、相手の不意を突いて足元付近に勢いよく滑り込みをかける「ズッコケ」と称される悪戯が、男子児童により頻繁に繰り返されていた。

11月、Aはクラスメートと帰宅するため教室から廊下に出て階段に向かう途中、友だちが女子用便所に入ったので男子用便所との間の壁際で、立ち話をしながら待っていた。そこへ男子児童CがAの足元めがけて足から滑り込みをかけてきたため、Aは両足を引っかけられて転倒したが、倒れた後Cの身体の上に乗るような格好となつたので、廊下に身体を打ち付けることは免れた。AはCの再度の暴行を避けるため、女子用便所の入り口付近にいたところ、男子児童BがAの背後から滑り込みをかけ、Aの足を引っかけたため、Aは前向きに転倒し、床面で顔面を強打した。

その結果、Aは前歯を破折脱臼するなどの傷害を受け、上左右各第二歯（門歯）について抜髓する応急措置を受けた。その後、義歯を入れ、以後も頸の発育がほぼ完了する満15歳の頃に再度所要の治療を行う必要が生じた。また、事故後いじめから逃れるために転校している。

【裁判】

被害児童Aの両親が、Z小学校の設置管理者であるY市と加害児童B・C2名の親を相手に、損害賠償請求。

【判決】

加害児童の両親については、「Bの父親・母親が事故当時、Bの親権者として監督すべき法定の義務を負っていたことは明かである」「当時Bは、満10歳で、一般に未だ自己の行為の意味と結果を理解して、自らの行為を律することが出来る知能を備えていないから、Bは、当時責任無能力者であったと認める。そうすると、Bの父親と母親は、Bに対する親権者としての監督義務を怠らなかつたことを主張立証しない限り、事故によりAが被った損害を賠償すべき責任を負うべきである」「親権者は、児童が家庭内にいると家庭外にいるとを問わず、原則として子どもの生活関係全般にわたって保護監督すべきものであり、少なくとも、社会生活を営んでいくうえでの基本的規範の一つとして、他人の生命・身体に対して不法な侵害を加えることのないよう、子に対し、常日ごろから社会生活規範についての理解と認識を深め、これを身に付けさせる教育を行って、児童の人格の成熟を図る広汎で深遠な義務を負う。たとえ子どもが学校内で起こした事故であっても、それが他人の生命、及び身体に危害を加えるというような社会生活の基本規範に抵触する性質の事故である場合には、親権者が右のような内容を有する保護監督義務を怠らなかつたと認められる場合でない限り、右事故により生じた損害を賠償すべき責任を負担するものというべきである」「Bの父親と母親が、親権者として保護監督義務を果たしたかについては、Bの母親本人の供述中に、家庭では、Bに対し、弱い者いじめはしないように言い聞かせていたとの供述はあるけれども、かかる説諭のみでは、保護監督義務を尽くしたとは到底言えないし、他に義務を怠らなかつたと認め得る証拠はない」と、監護教育義務違反を認めた。

また、**学校側**については、「K先生は、事故が発生するかなり以前から、Aが集中的、かつ、継続的に暴行を受け、悪戯されている事実を認識していたばかりか、事故の1ヶ月前には、Aの母親から、警告とも言える強い調子の訴えを受けたのだから、遅くともその時点では、男子児童によるAへのいじめの事態が容易ならざる深刻なものであることを認識し、かかる事態を解消するため、抽象的、一般的な注意に止まらず、抜本的には、児童による集団討論、いわゆるいじめっ子及びAとの個別面接等の方法によって、『いじめ』の真因を解明し、家庭とも協力してその原因の除去に努めるべきことはもとより、当面、組の男子児童に対し、軽度の暴行又は悪戯からも生命、身体等の損傷に連なる不測の事態が起こり得ることを繰り返し、真剣に説いて、Aに対する暴行を止めるよう厳重に説諭すべきであった」「とくに、本件傷害の原因となった『ズッコケ』は、対象者の不意を突いて、その足元付近に勢いよく滑り込みをかけるので、たとえ本来は相手を転倒させるものではないとしても、そのような事態の発生するおそれがきわめて強いことは明かであり、相手が、転倒に伴って身体を強打し、傷害を受ける可能性のあることも明かである。K先生としては、頻繁に行われていた悪戯の持つ危険性を男子児童に説明して、これを止めるよう厳重な注意をなすべきであった」「K先生は、いじめを根絶するための抜本的、かつ徹底した対策を講じなかつた」として、学校側が監督義務を怠つたことを認めた。

よって、被告Y市、Bの父親と母親に対し、273万円の支払を命じた。

なお、Cの滑り込みとAの傷害とは直接関連はないことから、Cの両親に対する請求は認められなかつた。